

# 「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例(仮称)」 ＜骨子＞

## 1 条例制定の背景

- 1) 東日本大震災に伴う原子力発電所事故を契機としてエネルギー情勢が大きく変化する中で、府民が安心して暮らし、活力ある地域経済が営まれていくために、安全で安定的なエネルギーの確保が重要となっています。
- 2) また、大規模災害など気候変動による影響が深刻の度を増しつつある中で、エネルギー利用の効率化とともに、地球温暖化防止に資する低炭素型のエネルギー構造への転換が急務となっています。
- 3) 本府では、京都議定書誕生の地として、京都府地球温暖化対策条例を平成 17 年に制定し、再生可能エネルギーの普及の拡大などの先進的な施策を推進しています。さらに、平成 25 年5月に「京都エコ・エネルギー戦略」を策定し、「エネルギー自給・京都」の実現に向けた取組を行っているところです。
- 4) 再生可能エネルギーは、太陽や風、水、森林など地域に賦存する自然資源を起源とする持続可能なエネルギーであり、総量が豊富で、温室効果ガスを排出せず、災害など非常時にも利用が可能です。また、再生可能エネルギーを地域で利用することは、地域の活性化にもつながります。
- 5) このような再生可能エネルギーの導入を更に促進し、持続可能な社会づくりを実現していくため、条例を制定するものです。

## 2 条例の骨子

### 1) 条例制定の目的

東日本大震災を契機に、再生可能エネルギーの導入等を促進することが、安全で安心なエネルギーの安定的な確保と温室効果ガスの排出の抑制の両面から重要となっています。

このため、再生可能エネルギーの導入等を促進するための施策の基本的事項を定めることにより、府、府民、事業者、再生可能エネルギーの導入等に取り組む団体(以下「導入推進団体」という。)及び市町村による再生可能エネルギーの導入等の取組を促進し、府内のエネルギーの自給の向上を図り、もって地球温暖化対策の更なる推進、地域経済の発展及び持続可能な社会づくりに資するため、条例を制定することとします。

## **2)定義**

- (1) 再生可能エネルギーとは、次に掲げるものとします。  
太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等
- (2) 再生可能エネルギーの導入等とは、次に掲げることをいいます。
  - ア 再生可能エネルギーを得るために必要な設備を整備すること
  - イ 再生可能エネルギーを効率的に利用するための設備を整備すること
  - ウ 再生可能エネルギーを利用すること

## **3)再生可能エネルギー導入等実施計画**

- (1) 知事は、再生可能エネルギーの導入等の促進に関する施策を総合的に推進するため、再生可能エネルギーの導入等の促進に関する実施計画(以下「実施計画」という。)を定めるものとします。
- (2) 実施計画には、再生可能エネルギーの導入等の促進に関する施策の目標を定めるものとします。
- (3) 実施計画を定めるに当たっては、知事は、次に掲げる事項を勘案するものとします。
  - ア 再生可能エネルギーの導入等の促進及びエネルギーの利用の効率化による府内のエネルギーの自給の向上
  - イ 災害等非常時に利用することができる再生可能エネルギーの安定的かつ適切な確保
  - ウ 地域における人材、未利用の資源及び産業技術等の活用
  - エ 再生可能エネルギーの導入等により生じる利益が地域内で循環し、地域経済の活性化並びに地域社会の維持及び再生に寄与する仕組みの構築

## **4)建築物に係る施策**

- (1) 建築物を新築し、又は増築しようとする者(以下「建築主」という。)は、再生可能エネルギーの導入等を行うよう努めるものとします。
- (2) 延べ床面積 2,000 平方メートル以上の建築物の新築又は増築を行う者は、再生可能エネルギーの導入等を行うものとし、その内容を記載した計画書を作成し、知事に提出するものとします。
- (3) 設計者及び工事施工者(以下「設計者等」という。)は、当該建築物の設計又は工事を行おうとするときは、建築主に、再生可能エネルギーの導入等を行うための検討に必要な情報の提供及び助言を行うよう努めるものとします。
- (4) 府は、設計者等に対し、再生可能エネルギーの導入等に関する知識及び技能を向上させるために必要な支援を行うものとします。

- (5) 災害応急対策の拠点としての機能を果たす施設の設置者は、当該施設への再生可能エネルギーの導入等に努めるものとします。

#### **5)一般電気事業者等に係る施策**

府内に電気を供給している一般電気事業者及び特定規模電気事業者は、電気の供給の量に対する再生可能エネルギーの供給の量の割合の拡大を図るための基本方針等を記載した計画書を作成し、知事に提出するものとします。

#### **6)地域協働に係る施策**

- (1) 導入推進団体は、地域住民、事業者、大学等と協働して再生可能エネルギーの導入等を公共的な目的をもって行おうとする場合は、知事の登録を受けることができるものとします。
- (2) 府は、登録を受けた導入推進団体(以下「登録導入推進団体」という。)が行う再生可能エネルギーの導入等の事業(以下「導入推進事業」という。)に対し、市町村と連携して、技術的な助言及び情報の提供その他の必要な支援を行うものとします。
- (3) 一般電気事業者等は、登録導入推進団体の求めに応じて、導入推進事業の円滑な実施に必要な情報の提供や助言を行うよう努めるものとします。
- (4) 登録導入推進団体のうち、一定の要件を満たすものについては、一定の期間、府民税均等割及び不動産取得税を免除するものとします。

#### **7)その他の施策**

- (1) 府は、府民及び事業者の再生可能エネルギーの導入等に関する学習の促進及び知識の普及啓発を行うとともに、再生可能エネルギーの安定的な確保に寄与した者の顕彰を行うものとします。
- (2) 府は、事業者及び大学・研究機関等と連携して、再生可能エネルギーの導入等の促進に貢献する産業の育成及び振興並びに再生可能エネルギーの導入等に係る研究開発の促進に関連する施策を推進するものとします。

#### **8)周辺環境への配慮**

再生可能エネルギーの導入等を行おうとする者は、関係法令を遵守するとともに、周辺の自然環境及び生活環境の保全と調和等に配慮するよう努めるものとします。

#### **9)施策の評価等**

知事は、再生可能エネルギーの導入等に関する施策の実施状況について、毎年度評価を行うとともに、エネルギーをめぐる諸情勢を見極めながら施策の見直しを行い、これらの結果を公表するものとします。